

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
包括外部監査契約の締結(二八八・総務課).....	1
生活保護法による医療機関の指定(二八九・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二九〇・福祉政策課).....	2
地籍調査の成果の認証(二九一・農山村振興課).....	2
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(二九二・水産漁港課).....	4
保安林予定森林の指定通知(二九三、二九四・森林整備課).....	4
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(二九五、二九六・商工業振興課).....	5
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(二九七、二九八・商工業振興課).....	6
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(二九九、三〇〇・商工業振興課).....	8
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(三〇一・商工業振興課).....	9
道路区域の変更(三〇二、三〇三・道路環境課).....	10
道路区域の変更及び供用開始(三〇六・道路環境課).....	12
都市計画の変更による送付図書の縦覧(三〇七・都市計画課).....	12

齋藤整形外科	開設者氏名又は名称	齋藤 一	所在地	南秋田郡天王町天王字長沼四十番二十一号	診療科名	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	指定年月日	平成十五年四月一日
--------	-----------	------	-----	---------------------	------	-----------------------	-------	-----------

## 告示

- 公告
- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(総合防災課)..... 12
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)..... 14
  - 土地改良区の合併の認可(鹿角地域振興局農林部)..... 14
  - 土地改良区の役員の内任の届出(秋田地域振興局農林部)..... 14

秋田県告示第二百八十八号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり平成十五年年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成十五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法基本費用並びに執務費用及び実費とする。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
 氏名 鈴木 豊
- (一) 住所 東京都大田区秋中二丁目一番八号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法 契約の定めるところによる。

秋田県告示第二百八十九号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

有限会社 マルボシ薬局	有限会社 マルボシ薬局 代表取締役	平鹿郡十文字町十文字新田字本町一番地二	調剤薬局	平成十五年二月一日
-------------	----------------------	---------------------	------	-----------

秋田県告示第二百九十号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社 まるぼし薬局	有限会社 まるぼし薬局 代表取締役	平鹿郡十文字町十文字新田字本町一番地二	平成十五年一月三十一日

秋田県告示第二百九十一号  
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称  
本荘市
- (二) 成果の名称  
本荘市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 本荘市大字山内、大築、船岡、藤崎、埋田、葛法の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度
- (五) 三・七九平方キロメートル
- (一) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (二) 調査を行った者の名称  
男鹿市

- (一) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (二) 男鹿市大字船川港増川、船川港女川の各一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度
- (四) 二・六六平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (一) 調査を行った者の名称  
鹿角市
- (二) 成果の名称  
鹿角市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 鹿角市大字八幡平の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度
- (五) 一・一九平方キロメートル

- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (四) 調査を行った者の名称  
八森町
- (二) 成果の名称  
山本郡八森町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 山本郡八森町大字浜田、代頭、下家後、樋長、諸沢口、下館下、古屋敷、新浜田、中島、本館、本館中台、本館台、諸沢下脇、倉の沢の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
〇・四〇平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
東由利町
- (二) 成果の名称  
由利郡東由利町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡東由利町大字蔵、法内の各一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
五・五六平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (六) 調査を行った者の名称  
矢島町
- (二) 成果の名称  
由利郡矢島町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 由利郡矢島町大字城内の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
七・一五平方キロメートル
- (五) 認証年月日

- (七) 平成十五年四月四日
- (一) 調査を行った者の名称  
西仙北町
- (二) 成果の名称  
仙北郡西仙北町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡西仙北町大字刈和野の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
三・〇四平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (八) 調査を行った者の名称  
角館町
- (二) 成果の名称  
仙北郡角館町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡角館町山谷川崎の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
〇・五四平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (九) 調査を行った者の名称  
太田町
- (二) 成果の名称  
仙北郡太田町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域
- (三) 仙北郡太田町齊内の一部
- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
一・二三平方キロメートル
- (五) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (十) 調査を行った者の名称

- (一) 千畑町  
成果の名称  
仙北郡千畑町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡千畑町浪花の一部
- (二) 仙北郡千畑町浪花の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
一・三九平方キロメートル
- (四) 認証年月日  
平成十五年四月四日
- (五) 調査を行った者の名称  
天王町

成果の名称  
南秋田郡天王町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
南秋田郡天王町大字天王の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十四年度  
〇・四一平方キロメートル  
認証年月日

- (一) 平成十五年四月四日  
調査を行った者の名称  
河辺町
- (二) 成果の名称  
河辺郡河辺町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
河辺郡河辺町大字諸井の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十三年度及び平成十四年度  
〇・七一平方キロメートル
- (四) 認証年月日  
平成十五年四月四日

秋田県告示第二百九十二号  
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。  
平成十五年四月十五日  
秋田県知事 寺田典城

届出	発起人の住所及び氏名 男鹿市船越字一向七十六番地 米沢初男 男鹿市船越字船越百五十四番地 米沢和男
事項	加入区 船越 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 秋田県漁業協同組合
指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	縦覧期間 平成十五年四月十五日から同月二十九日まで 縦覧場所 男鹿市船越字船越四百一番地二二 秋田県漁業協同組合船川総括支所 船越支所

秋田県告示第二百九十三号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年四月十五日

保安林予定森林の所在場所

秋田県知事 寺田典城

- 北秋田郡上小阿仁村仏社字田の沢一六三の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (2) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二百九十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 北秋田郡森吉町小又字浦支内六八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (2) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡森吉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ニユーシティ
  - 秋田市大町二丁目三番二十七号
- 二 秋田市長の意見
  - 意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
  - 意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所
    - 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
    - 秋田市役所 商業観光課
  - (二) 縦覧期間
    - 平成十五年四月十五日から同年五月十五日まで

秋田県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - スーパーセンター能代
  - 能代市字高埴百五十一番一外
- 二 能代市長の意見
  - (一) 周辺の交通への影響について
    - 店舗の出入り口については交通事故が発生する危険性が高く、特に深夜までの営業となることから、出入り口付近が確認できるような照明の設置、駐車場の照明の設置等、これまで以上に十分な交通安全対策を講ずること。

## (二) 騒音及び光線による環境への影響について

店舗の閉店時刻の延長に伴う来客者等の増加による騒音レベル最大値の変化や周辺交通量の増加に伴う騒音の発生も予想されるため、関係する苦情又は相談があった場合には遮音、防音等に関し、最善の措置を講じること。

騒音と同様に、店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与えることも考慮されるため、関係する苦情又は相談があった場合には遮光について最善の措置を図ること。

## (三) 廃棄物について

店舗の閉店時刻の延長により、廃棄物の増量が予想されることから、廃棄物の保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓に一層留意すること。

また、廃棄物の減量化及び資源化の取り組みについても、これまで以上に徹底し、特段の配慮をすること。

## (四) その他

スーパーセンター能代の同じ敷地内にデンコードー及びロッキーの二店舗がある中で、デンコードーのみが閉店時刻を延長することにより、敷地内に明暗が生じ、若年者等のたまり場となる恐れがある。近隣周辺部には、学校や住宅街があることから、関係する苦情又は相談があった場合には適切な措置を講じること。

## 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

## (二) 縦覧期間

平成十五年四月十五日から同年五月十五日まで

## 秋田県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

## (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史  
湯沢市市田町二丁目三十六番地の二

## (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランマート泉店  
秋田市泉菅野二丁目一番一号

## (三) 変更した事項

小売業を行う者

## ア 変更前

名称 プリマドンナ・ヨーコ有限公司 代表取締役 鈴木洋子  
住所 秋田市旭川南町八番七号

## イ 変更後

名称 和田園芸 代表者 和田長康  
住所 仙北郡協和町峰吉川字小平沢中段三十番地

## (四) 変更の年月日

平成十四年十二月一日

## (五) 変更する理由

退店入替のため

## 二 届出年月日

平成十五年四月一日

## 三 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課

## (二) 縦覧期間

平成十五年四月十五日から同年八月十五日まで

## 四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
意見書に添付する書面に記載すべき事項

## 五 意見を述べる者の氏名及び住所

(一) 意見を述べる者となる大規模小売店舗の名称  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑  
 大曲市川の目字東三十三番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ワンダーモールタカヤナギ  
 仙北郡角館町岩瀬字上菅沢四百四十二番一  
 変更した事項
- (三) 小売業を行う者  
 ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社タカヤナギ	代表取締役 高柳 恭侑	大曲市川目字東町三十三番地
あおば写真	高橋 等	仙北郡角館町岩瀬字上菅沢二百五十七番五
大田生花店	大田 正一	仙北郡角館町岩瀬町十
株式会社金喜書店	代表取締役 和泉 徹郎	横手市四日町二番十七号
靴のコヤナギ	小柳金次郎	仙北郡角館町上新町四十八号
有限会社サイシン物産	取締役社長 斎藤 進	秋田市御野場五丁目十番七号
進藤	進藤 敏夫	仙北郡角館町岩瀬字水の目沢十四の一

イ 変更後

株式会社菜果庵重栄堂	代表取締役 佐々木重範	仙北郡角館町雲然字山口六十七番地の一
株式会社美首社	代表取締役 高坂 英雄	大曲市大町一番二十二号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

(四) 変更の年月日

名称	変更の年月日
靴のコヤナギ	平成十四年五月二十一日
有限会社サイシン物産	平成十四年七月二十八日

株式会社タカヤナギ

平成十四年八月一日

(五) 変更する理由  
退店入替のため

二 届出年月日

平成十五年四月一四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

角館町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十五日から同年八月十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第二百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

能代長崎ショッピングセンター

能代市字長崎四十一番地一

(三) 変更する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

イ 変更後 二十四時間利用可能

(四) 変更の年月日

平成十五年四月一日

(五) 変更する理由

消費者の利便性を考慮して

二 届出年月日

平成十五年三月二十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年四月十五日から同年八月十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。



平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦  
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
秋田市内ショッピングセンター  
大館市秋田内字稻荷山下二百九十四番地外
- (三) 変更する事項  
(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
マックスバリュ東北株式会社  
ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時  
イ 変更後 二十四時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで  
イ 変更後 二十四時間利用可能
- (四) 変更の年月日  
平成十五年四月一日
- (五) 変更する理由  
消費者の利便性を考慮して
- 二 届出年月日  
平成十五年三月二十八日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課
- (二) 縦覧期間  
平成十五年四月十五日から同年八月十五日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦  
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとくニツ井ショッピングセンター  
山本郡二ツ井町字中坪十八番一号
- (三) 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
ア 変更前 二千五百三十七平方メートル  
イ 変更後 三千五百十三平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数  
ア 変更前 二百五十一台  
イ 変更後 百七十六台
- (3) 駐輪場の収容台数及び位置  
ア 変更前 六十八台  
イ 変更後 八十九台
- (4) 荷さばき施設の面積  
ア 変更前 百四十四平方メートル  
イ 変更後 百八十六平方メートル
- (5) 廃棄物の保管施設の容量  
ア 変更前 六十立方メートル  
イ 変更後 六十五・八立方メートル
- (6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 変更前  
株式会社伊徳

イ 変更後  
 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

(7) 株式会社伊徳、株式会社ツル八  
 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前十時から午後八時まで  
 イ 変更後 午前九時から午後九時まで

(四) 変更する年月日  
 平成十五年十一月二十八日  
 二届出年月日  
 平成十五年三月二十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 二ツ井町役場 産業振興課

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			新	旧			
県道	本荘大内線	本荘大内線	由利郡大内町岩野目沢字大小屋六八番一地先から字山下三五番二まで	A	由利郡大内町岩野目沢字大小屋六八番一	八・六〇〇	〇・二二〇
			由利郡大内町岩野目沢字要沢一三三番八から字長瀬野一六四番三まで	B	由利郡大内町岩野目沢字要沢一三三番八	四・五〇〇	一・六六〇
			由利郡大内町岩野目沢字大小屋七三番五から字長瀬野一六四番三まで	C	由利郡大内町岩野目沢字大小屋七三番五	八・〇〇〇	一・九七四
	本荘大内線	本荘大内線	由利郡大内町岩野目沢字大小屋七三番五から字長瀬野一六四番三まで		八・〇〇〇	一・九七四	

この表において、「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年四月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百三二号

(二) 縦覧期間  
 平成十五年四月十五日から同年八月十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(三)(二)(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 意見を述べる理由

秋田県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	男鹿昭和飯田川線	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡天王町天王字二田一三三番三地先から字下狼縁一七番九まで	七・〇〇〇～一七・五〇〇	〇・〇六〇
新	旧	男鹿昭和飯田川線	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡天王町天王字二田一三三番三地先から字下狼縁一番五地先まで	六・五〇〇～一七・五〇〇	〇・六八四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年四月十五日から同月二十八日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百四号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	男鹿昭和飯田川線	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡天王町天王字棒沼台二四七番一九から字下狼縁一番二地先まで	四三・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・七六七
新	旧	男鹿昭和飯田川線	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡天王町天王字鶴沼台二五番一地先から字下狼縁一番二地先まで	八二・〇〇〇～九七・〇〇〇	〇・〇五〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年四月十五日から同月二十八日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三百五号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	旧	男鹿昭和飯田川線	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡昭和町大久保字北野蓮沼前山四三番一地先から八七番一まで	一八・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・五四六

県道	新	男鹿昭和飯田川線	南秋田郡昭和町大久保字北野蓮沼前山八七番一地先から八七番一まで	二二・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・〇四〇
----	---	----------	---------------------------------	---------------	-------

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年四月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	線	線	鹿角市十和田瀬田石字八幡平三番一地先から一〇番一地先まで	四・五〇〇～一〇・〇〇〇	〇・二一八
	線		〃	五・〇〇〇～一・〇〇〇	〇・二一八

- 二 供用開始の期日 平成十五年四月十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年四月十五日から同月二十八日まで

秋田県告示第三百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年四月十五日

一 縦覧に供すべき図書

秋田県知事 寺田典城

一 講習の種類、期日、時間及び場所

公 告

- 二 縦覧場所
- 男鹿都市計画下水道(男鹿市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定により、次のとおり平成十五年度危険物取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和六十二年十一月二十四日消防庁告示第四号)第三の一の規定に基づき、公示する。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

種別	期日	時	間	場	所
----	----	---	---	---	---

二 講習科目  
 (一) 危険物関係法令に関する事項

<p>一般(その他)</p>	<p>石油コンビナート</p>	<p>給油取扱所</p>
<p>平成十五年                  八月二十六日(火)                  八月二十七日(水)                  八月二十八日(木)                  九月四日(木)                  九月八日(月)                  九月十日(水)                  九月十二日(金)                  九月十七日(水)                  九月十九日(金)                  九月二十四日(水)                  九月二十五日(木)                  九月二十六日(金)</p>	<p>平成十五年                  八月二十六日(火)                  九月二十六日(金)</p>	<p>平成十五年                  八月二十六日(火)                  八月二十七日(水)                  八月二十八日(木)                  九月四日(木)                  九月八日(月)                  九月十日(水)                  九月十二日(金)                  九月十七日(水)                  九月十九日(金)                  九月二十四日(水)                  九月二十五日(木)</p>
<p>午後一時三十分から四時三十分まで                  " " " " " " " " " " " "</p>	<p>午前九時から正午まで                  "</p>	<p>午後一時三十分から四時三十分まで                  午前九時から正午まで                  " " " " " " " " " "</p>
<p>男鹿市民文化会館                  秋田市文化会館                  横手平鹿広域交流センター                  大館市中央公民館                  秋田市文化会館                  湯沢雄勝広域交流センター                  鹿角地域広域交流センター                  秋田市文化会館                  能代市文化会館                  大曲仙北広域交流センター                  本荘由利地域職業訓練センター                  秋田市文化会館</p>	<p>男鹿市民文化会館                  秋田市文化会館</p>	<p>男鹿市民文化会館                  秋田市文化会館                  横手平鹿広域交流センター                  大館市中央公民館                  秋田市文化会館                  湯沢雄勝広域交流センター                  鹿角地域広域交流センター                  秋田市文化会館                  能代市文化会館                  大曲仙北広域交流センター                  本荘由利地域職業訓練センター</p>

三 受講資格  
 (二) 危険物の火災予防に関する事項

製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

四 受講申請に必要な書類

(一) 受講申請書及び証紙納付書

五 受講申請書の交付等

(一) 交付期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同年八月八日

(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 交付場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通四丁目三番二十三号)又は

県内の危険物安全協会

六 受講申請書の受付

(一) 受付期間等

日曜日及び土曜日を除き、平成十五年七月二十二日(火)から同年八月八日

(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 受付場所

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通四丁目三番二十三号)又は

県内の危険物安全協会

郵送による申込の場合は、申請書の受講票に住所及び氏名を記入し、五十円切

手をはって、郵送すること。

七 受講手数料

(一) 受講手数料の額

四千七百円

(二) 納付方法

秋田県証紙により納付すること。

八 講習についての問い合わせ先

社団法人秋田県危険物安全協会連合会(電話〇一八 八三六 三三三三六)又は県

内の危険物安全協会

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特

定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項に

おいて準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月十五日

申請のあった年月日

秋田県知事 寺田典城

申請のあった年月日

秋田県知事 寺田典城

平成十五年三月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ニュー八ビネス

三 代表者の氏名

武田孝一

四 主たる事務所の所在地

秋田県能代市臈沢字一本柳一三六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者及び日常生活に支障のある者等に対して、生

活の維持・向上を支えるために、在宅支援サービスに関する事業を行い、社会福祉

に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

事業の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、土

地改良区の合併を平成十五年四月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、次

のとおり公告する。

平成十五年四月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

一 合併により設立された土地改良区

かづの土地改良区

二 合併により解散した土地改良区

鹿角市花輪土地改良区

鹿角市瀬の沢土地改良区

十和田末広土地改良区

鹿角市八幡平土地改良区

鹿角市間瀬川土地改良区

鹿角市十和田土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、河

辺町土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定

に基づき、公告する。

平成十五年四月十五日

申請のあった年月日

秋田県知事 寺田典城

申請のあった年月日

<p>一 下 五 前 分</p> <p>県営土地改良事業の換地処</p> <p>県営土地改良事業工事の完了</p>	<p>ページ</p> <p>段</p> <p>行</p> <p>誤</p> <p>正</p>	<p>正 誤</p>	<p>退任理事の住所及び氏名</p> <p>河辺郡河辺町諸井字大部 二百六十四番地</p> <p>田 近 金 一</p>
---	--	------------	--

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005  
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄